

業務名	区分	内容詳細	必要物品	手続きの期限	担当
受給者死亡に伴う 手続き (児童手当)	死亡	受給者が死亡した場合は「受給事由消滅届」を提出し、児童の新たな養育者となる方は「認定請求」の手続きが必要です。	印鑑、健康保険証の写し、金融機関の通帳(郵便局以外)	死亡の届出後お早めに	児童手当担当
支給対象児童の死亡に伴う手続き (児童手当)	死亡	支給対象児童が死亡した場合、「額改定届」又は「受給事由消滅届」の手続きが必要です。	印鑑	〃	〃
受給者死亡に伴う 手続き (児童扶養手当)	死亡	受給者が死亡した場合、又は受給者が死亡しその人に支払うべき手当が残っている場合は「受給者死亡届未支払手当請求書」の手続きが必要です。	印鑑、死亡を確認できる書類、又は、除籍された戸籍抄本、除票、金融機関の通帳(郵便局以外)	〃	児童扶養手当担当
支給対象児童の死亡に伴う手続き (児童扶養手当)	死亡	支給対象児童が死亡した場合、「額改定届」又は「資格喪失届」の手続きが必要です。	印鑑	〃	〃
受給者死亡による 手続き (特別児童扶養手当)	死亡	受給者が死亡した場合、又は受給者が死亡しその人に支払うべき手当が残っている場合は「受給者死亡届未支払手当請求書」の手続きが必要です。	印鑑、金融機関の通帳(郵便局以外)	〃	特別児童扶養手当担当
支給対象児童の死亡に伴う手続き (特別児童扶養手当)	死亡	支給対象児童が死亡した場合、「額改定届」又は資格喪失届」の手続きが必要です。	印鑑	〃	〃